

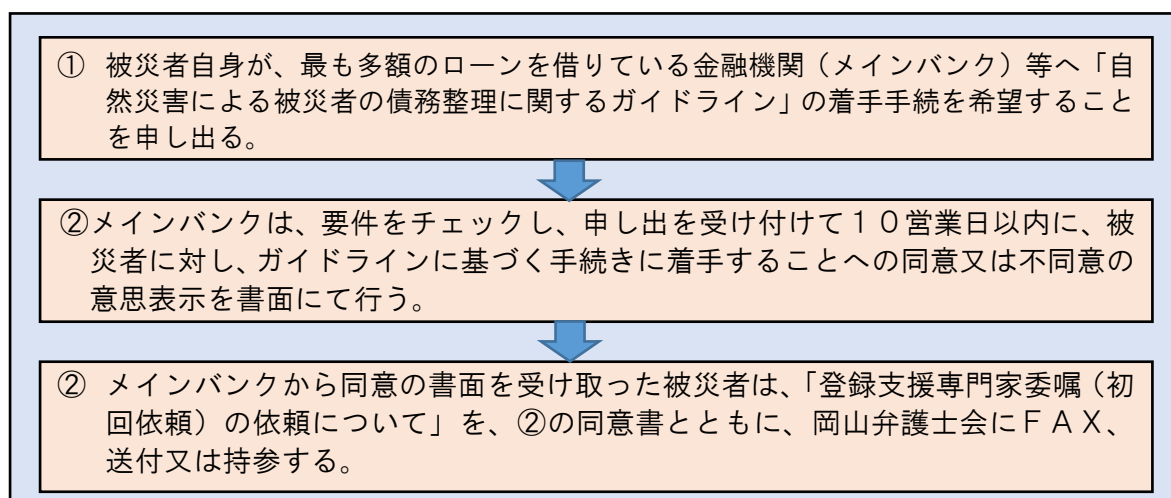
～委嘱依頼までの手続き～

1 不動産鑑定士への支援依頼について

- 本ガイドラインに基づく債務整理を希望する方は、最初に金融機関等に申し出て頂き、メインバンクからの同意を受けて、岡山弁護士会に登録支援専門家（弁護士）の委嘱依頼を行う必要があります。
- 登録支援専門家（弁護士）の委嘱後、債務整理の手続きが開始されると、対象債務者は、登録支援専門家（弁護士）の支援を受けて調停条項案を作成することとなり、その際に、債務整理の申出時点の財産の評定を行う必要があります。
- この財産の評定を行うに当たり、登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、公益社団法人岡山県不動産鑑定士協会に「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を提出して頂き、追加委嘱を受けた登録支援専門家(不動産鑑定士)が不動産の評価を行うこととなります。

2 委嘱手続きの流れ

(1) 岡山弁護士会への委嘱依頼 (岡山弁護士会 <http://www.okaben.or.jp/>)



(2) 公益社団法人岡山県不動産鑑定士協会へ委嘱依頼

- 委嘱された登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、別紙の「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を、借入先一覧若しくは債権者一覧表とともに公益社団法人岡山県不動産鑑定士協会に郵送又は持参する。

【公益社団法人岡山県不動産鑑定士協会】

〒700-0815 岡山市北区野田屋町二丁目 11 番 13 号 301 号室

TEL : 086-231-4711